

## ●仲間との絆が深まった●

5月16日(木)に第49回体育祭が無事に終了しました。大きな怪我もなく、2週間の体育祭練習期間を無事に終えることが出来ました。ありがとうございました。

今年度の学年種目は各学年、工夫を凝らしたものとなり、1年生の学年種目『13歳の宅急便～配達大変だけど頑張ります～』では、魔女の宅急便の主人公キキと年齢が近い、中学校1年生がいろいろなものを配達しながらゴールを目指しました。配達するものは各カラーのBOX・魔女のほうき・食器セット・タイヤ・巨大アイスクリームの5種類であり、クラスの走力だけでなく、工夫を凝らさなければならない競技となりました。各クラス作戦を考え、工夫する姿が見られました。競技上、順位はついてしまいましたが、どのクラスも最後まで諦めずに競技と向き合い、仲間との絆を大切にしていました。今回の体育祭を通して、成長する姿が見られました。

### 【感想】

- ・タイフーンや学年種目はブロックの仲間と団結して優勝や準優勝ができてすごく楽しかった
- ・学年種目では練習と違う流れでドキドキする展開になって練習の時よりも楽しめた。
- ・綱引きも一位をとれてうれしかった。ブロック対抗リレーは見ていたのしかった。

### 【感想】

- ・初めての体育祭で緊張したけど応援など成し遂げたことがあって楽しかった。
- ・一度もボックスを落とさずに運ぶことができた。赤ブロックが最後に走っているとき、みんなが拍手をしたり「がんばれ！」と応援している声を聞いて、泣きそうになった。
- ・学年種目はみんなで協力して、バトンをつないで走るのが、全員が活躍できる種目で楽しかった。

### 【感想】

- ・勝てた時は喜んで、みんなが一生懸命応援していたところに感動しました。
- ・学年種目で赤ブロックのアンカーに手拍子をして他のクラス「がんばって！」と喋っていて感動した



## ★もう一度テストの受け方を確認しましょう★



●○5月30日からテストが始まります。体調に気をつけましょう。○●

- ①テスト前日の帰りの HR で出席番号順に並び替えておきます。各クラス 6 列です。
- ②テスト開始 5 分前には着席して、テスト監督の先生を待ちます。
- ③机の上には、シャープペン（芯も OK）または鉛筆、消しゴム・マーカーペンを出してはいけません。（教科で指示されたものはかまいません。）
- ④筆箱、教科書、ノート、プリント等はカバンの中にしまい、そのカバンはイスの下に置くかロッカーに入れること。（机の中には何も入れてはいけません。机の横のフックにもかけてはいけません。）
- ⑤解答用紙が配られたら、**クラス、番号、氏名**を記入して、裏返しておきます。
- ⑥問題用紙が配られたらクラス、出席番号、氏名などを記入します。裏返しにし、解答用紙を一番上にして、**チャイムの鳴り始めて試験開始**です。
- ⑦テストは厳正かつ不正のないように受けること。また、不正と思われるような行為も絶対にはしてはいけません。（テスト中の物の貸し借りは一切できません。）
- ⑧テスト中に具合が悪くなったり、消しゴム等を落としたり、印刷が薄くて問題が読めないときは、静かに手を挙げて監督の先生の指示に従います。
- ⑨**チャイムの鳴り始めて試験終了です**。鉛筆を置き、名前を確かめて、各列の最後尾の生徒が出席番号順になるように集め、監督の先生に渡します。この間おしゃべりをしてはいけません。
- ⑩監督の先生が解答用紙の確認を終えたら、号令をかけ終了します。

※**中学校の定期テストですが、基本的に再テストはありません。**

体調に気をつけて、定期テストを受けましょう。

（テスト中など体調が悪くなってしまった場合は、無理せずに試験監督に申し出てください。）

## ●スマートフォンの使い方●

SNS など、自由にハンドルネームを設定して書き込みができる場において、他人のハンドルネームや名前を使用し、その人のふりをして活動する『なりすまし』事例（インターネットを悪用した他者へのなりすまし（顔写真、名前、ニックネーム・ハンドル等の盗用した犯罪行為））による被害などが市内や学校で報告されています。

その他にも、以下のようなものがあります。

スマホ依存 / SNS を通じていじめ / 誹謗中傷 / 写真や動画加工による著作権侵害  
アカウントなりすまし / SNS で知り合った人とのトラブル / 投稿などによる個人情報の流出・炎上

ご家庭でも、お子さまと今一度、携帯電話・スマートフォン等の SNS の使用についてご確認・ご指導のほどよろしくお願いいたします。なお、秋葉台中学校 1 年生の行事予定では、**7月5日（金）6校時に SNS 講習会を予定**しております。



※インターネット上の書き込みに関する相談などは裏面をご覧ください。



# インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

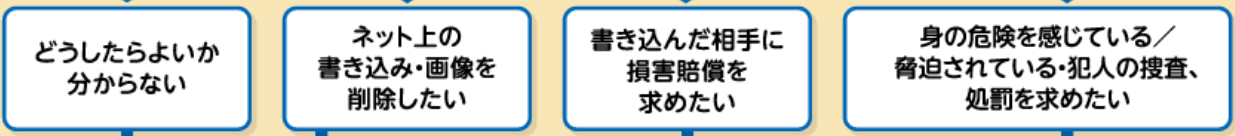


**心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)**

[www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro](http://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro)

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

電話 メール チャット SNS



**弁護士 または 法的トラブル解決のための「総合案内所」法テラス**

[www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)

0570-078374

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

電話

**サイバー犯罪の情報提供、相談窓口**

**警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口**

[www.npa.go.jp/cyber/soudan.html](http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html)

電話

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

**迅速な助言**

**違法・有害情報相談センター (総務省)**

[www.ihaho.jp](http://www.ihaho.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。

**削除要請・助言**

**人権相談 (法務省)**

[www.jinken.go.jp](http://www.jinken.go.jp)

0570-003-110

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請<sup>※</sup>を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。

**プロバイダへの連絡**

**誹謗中傷ホットライン**

[www.saferinternet.or.jp/bullying/](http://www.saferinternet.or.jp/bullying/)

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。

**迅速な削除の要請**

**セーフライン**

[www.safe-line.jp](http://www.safe-line.jp)

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。

**サイトへの削除依頼**

**インターネット・ホットラインセンター(警察庁)**

[www.internethotline.jp](http://www.internethotline.jp)

インターネット上の違法情報及び重要犯罪接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「[情報セキュリティ安心相談窓口](http://www.ipa.go.jp/secure/)」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

出典：【参考】インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/reference/reference01.ht](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference01.ht)